資料６

香川県環境審議会生活環境部会

審議事項

- 騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更について（多度津町）

①工場・事業場／建設作業の騒音に係る規制
②自動車騒音に係る規制
③今回の変更内容

①工場・事業場／建設作業の騒音に係る規制

指定地域
都道府県知事が指定する、騒音について規制する地域
※市の区域内の地域については市長が指定

特定施設
（11施設）
※金属加工機械、空気圧縮機等を設置する工場・事業場

⇒ 設置等の届出義務
規制基準

特定建設作業
（８作業）
※くい打機、バックホウ等による騒音

⇒ 作業実施の届出義務
規制基準

◎届出時
騒音が規制基準に適合せず周辺環境が損なわれると認めるとき
⇒計画変更命令
◎施設設置後、作業時
騒音が規制基準に適合せず周辺環境が損なわれると認めるとき
⇒改善勧告、改善命令

特定工場等の規制基準

時間区分		第１種区域	第２種区域	第３種区域	第４種区域
昼間	8:00～19:00	50デシベル	55デシベル	65デシベル	70デシベル
朝・夕	6:00～8:00 19:00～22:00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
夜間	22:00～翌日の6:00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	60デシベル

特定建設作業の規制基準

規制の種別	区域の区分	
	第１号区域	第２号区域
区域区分の基準	騒音に係る指定地域のうち第１種区域、第２種区域、第３種区域の全域並びに第４種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域	指定地域のうち第１号区域以外の区域
規制基準	85デシベル	85デシベル
作業時間帯	19:00～翌日7:00の時間内でないこと	22:00～翌日6:00の時間内でないこと
作業期間	１日あたり10時間を超えないこと 連続６日を超えないこと	１日あたり14時間を超えないこと 連続６日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと	日曜日その他の休日でないこと

①工場・事業場／建設作業の騒音に係る規制

地域指定の区域区分の考え方

対象	区域の区分	区域区分の基準	（参考）用途地域との対応
工場・事業場	第１種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域
	第２種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第１種中高層住居専用地域　第２種住居地域 第２種中高層住居専用地域　準住居地域 第１種住居地域
	第３種区域	住居の用にあわせて、商業・工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域　準工業地域 商業地域　用途地域が決定されていない地域
	第４種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域	工業地域 工業専用地域
建設作業	第１号区域	・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用にあわせて、商業・工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ・学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の周囲80mの区域	第１種低層住居専用地域　準住居地域 第２種低層住居専用地域　近隣商業地域 第１種中高層住居専用地域　商業地域 第２種中高層住居専用地域　準工業地域 第１種住居地域 第２種住居地域 用途地域が決定されていない地域
	第２号区域	指定区域のうち、第１号区域以外の区域	工業地域　工業専用地域

②自動車騒音に係る規制

指定地域
都道府県知事が指定する、騒音について規制する地域
※市の区域内の地域については市長が指定

騒音が要請限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき

⇨

要請
県公安委員会に道路交通法に基づく措置を執ることを要請する。

意見
道路管理者又は行政機関の長に対し道路の構造改善等について意見を述べることができる。

②自動車騒音に係る規制

自動車騒音の要請限度

時間区分		a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼間	6:00～22:00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
夜間	22:00～翌日の6:00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
上記のうち幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度が適用される。 昼間75デシベル　夜間70デシベル						

②自動車騒音に係る規制

地域指定の区域区分の考え方

対象	区域の区分	区域区分の基準	（参考）用途地域との対応
自動車騒音	a区域	専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	b区域	主として住居の用に供される地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
	c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域が決定されていない地域 工業地域 工業専用地域

③今回の変更内容

多度津町における、騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更を行う。

（１）特定工場・特定建設作業に係る区域の区分

変更地域	変更内容
大字道福寺の一部 大字南鴨の一部	第２種区域⇒第１種区域
大字道福寺の一部 大字南鴨の一部	第１種区域⇒第２種区域

（２）自動車騒音に係る区域の区分

変更地域	変更内容
大字道福寺の一部 大字南鴨の一部	b区域⇒a区域

【参考】県内における指定地域の状況

令和６年度施行状況調査（環境省）

規制地域有（全域）	善通寺市、さぬき市、宇多津町
規制地域有（一部地域）	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、直島町、多度津町
規制地域無	土庄町、小豆島町、三木町、綾川町、琴平町、まんのう町